長野県宿泊税Ｑ＆Ａ

（R8.10.20時点）

項目	Ｎｏ	質問	回答
１宿泊税制度について	1	宿泊税とはどのような税金ですか。	宿泊税は、県内の旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設に宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、長野県宿泊税条例において税率や使途を定める法定外目的税です。
	2	法定外目的税とはどういったものですか。	条例で定める特定の費用に充てるために道府県が課することができる税です。
	3	なぜ宿泊税を導入したのですか。	宿泊税は、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、導入したものです。
	4	宿泊税は使途はどのように決まるのですか。	宿泊税を活用して実施する事業は、市町村や宿泊事業者等からなる県観光振興審議会のもとに設置した宿泊税活用部会に意見聴取した上で、県が策定した「宿泊税活用計画」に基づき、毎年度、事業実施に必要となる予算について県議会の議決を経て決定します。
	5	宿泊税の使途は山岳観光に限定されるのですか。	長野県では、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を目標に掲げ取組を進めておりますが、これは、自然、文化、歴史、食など、長野県各地の特色が活かされ、「暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる」という長野県観光の目指す姿をキャッチフレーズとして表現したものであり、宿泊税で山岳高原地域のみを整備するという考えはありません。
	6	税率の特例を設け、制度開始から3年間は税率を200円とするのはなぜですか。	観光産業はコロナ禍からの回復途上にあり、物価高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況への配慮を求めるご意見も踏まえ、制度開始当初は税率を200円に引き下げることとしています。
	7	税率等が変更されることはないのですか。	税率等については、長野県宿泊税条例において、施行後３年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。また、その後においても、５年ごとに同様の検討を行うこととしています。
２課税対象について	8	どのような施設での宿泊が課税対象となりますか。	長野県内に所在する旅館業法第３条第１項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊です。
	9	長野県宿泊税条例の施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。	施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。
	10	長野県宿泊税条例の施行日より前に予約があった宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。	予約の日時に関わらず、条例の施行日以後に行われる宿泊が課税対象となります。
	11	ビジネス利用など、観光目的ではない宿泊も課税対象ですか。	観光目的ではない宿泊であっても宿泊税の課税対象となります。宿泊施設の宿泊者は、その宿泊の目的に関わらず、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いするものです。
	12	幼児や子どもが宿泊する場合も宿泊税の課税対象ですか。	年齢に関わらず、１人１泊につき6,000円以上の宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方が課税対象となります。子どもの添い寝が無料の場合など宿泊料金が発生しない宿泊や、宿泊料金が6,000円（免税点）未満の宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。
	13	教育活動又は研究活動として宿泊する場合の課税免除について、長野県宿泊税条例第３条第１号の「学校」の範囲を教えてください。	学校教育法第１条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（高専）となり、専修学校（専門学校など）や各種学校は対象外です。

項目	No	質問	回答
2 課税対象について（続き）	14	部活動やサークルの合宿で宿泊する場合は課税免除の対象ですか。	次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。 ⑴小学校から高等学校の場合 学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、学校の長がその旨を証明していること ⑵高等専門学校及び大学の場合 ①学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること ②学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校の長が、上記の①及び②について証明していること 課税免除に当たっては、「学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書」の提出が必要です。
	15	部活動の地域展開に伴うクラブ活動は課税免除の対象ですか。	中学校等の部活動の地域展開により実施される認定地域クラブ活動（地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされる）ものに限る）として宿泊する場合は、宿泊税の課税免除の対象となります。具体的な手続きについては、以下のホームページをご参照ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html#ryokogyo_gakkou ※国において部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動の具体的な認定手続き等が示されたことも踏まえ、R8.3.19に課税免除の対象として追加しました。
	16	課税免除を受けるための証明書の宿泊施設への提出は、メール（電子ファイル）やFAXでも良いですか。	課税免除を受けるための証明書には、学校長等の押印を必須としており、これにより証明書の真正性を担保しているため、証明書原本を宿泊施設に提出する必要があります。
	17	課税免除を受けるための証明書の押印を学校長以外の者（学部長や顧問の教諭等）の印とすることは可能ですか。	学校長の押印により書類の真正性を担保しているため、学校長印（職印）を押印いただくようお願いします。
	18	独自課税市町村に所在する宿泊施設において課税免除を受けるためには、県様式と市町村様式の両方の証明書の提出が必要になりますか。	市町村の様式で証明書を提出することにより、県の様式による証明書の提出は不要になります。 詳しい手続きについては、各市町村のホームページをご参照ください。
	19	複数の学校が合同で移動教室を行う場合、課税免除を受けるための証明書は各校から提出する必要がありますか。	学校ごとに学校長等が押印した証明書を宿泊施設に提出する必要があります。
	20	学校の教育活動による課税免除において、添乗員やガイドの宿泊税は課税免除の対象ですか。	学校行事の場合、生徒等を引率する学校関係者であれば課税免除の対象ですが、旅行会社の添乗員やツアーガイドは課税免除の対象外となります。
	21	行政や旅行会社等が手配する看護師が学校行事に同行する場合、当該看護師は課税免除の対象ですか。	課税免除の対象となる引率者は、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、これに該当しない場合は課税免除の対象外となります。
	22	学校行事における引率業務をサポートするための補助員は課税免除の対象ですか。	当該補助員が生徒等への指導や安全管理を含めた引率業務を実施している場合には、課税免除の対象となります。
	23	医療スタッフが部活動の合宿に同行する場合、当該スタッフは課税免除の対象ですか。	当該スタッフが担う役割・機能により取扱いが異なります。 怪我の処置や練習後のケアなど、応急時の対応・処置を目的として「医療スタッフ」としての役割で帯同する場合は、課税免除の対象とはならず、宿泊税が課税されます。 一方、部員に対して医療的観点から継続的に身体の使い方やメンテナンス方法等の「指導」を行う役割で帯同する場合は、「コーチに類する者」として、課税免除の対象となります。

項目	No	質問	回答
2 課税対象について（続き）	24	部活動の大会において、大会役員として同行する教職員は課税免除の対象ですか。	当該教職員が運営スタッフや審判として参加する場合は引率者に当たらないため、課税免除の対象とならず、宿泊税が課税されます。 なお、スポーツ大会参加に伴う宿泊は、学校の教育計画に基づき、学校の管理下で実施される場合に限り課税免除の対象となります。
	25	認定地域クラブ活動において、応援や送迎のための保護者ではなく、監督やコーチと同様の引率業務を行う保護者会長は課税免除の対象ですか。	当該認定地域クラブ活動において、保護者会が運営団体又は実施主体として業務を担っており、保護者会長が生徒への指示や安全管理を含めた引率業務を実施している場合は課税免除の対象となります。
	26	学校行事の実施期間中に、生徒は宿泊せず、教員のみが宿泊する日がある場合、課税免除の対象ですか。	生徒が宿泊していない場合は引率に当たらないため、教員のみの宿泊は課税免除の対象外となります。
	27	外国の学校からの修学旅行も課税免除の対象ですか。	学校教育法第１条に定める学校と自治体が認めるフリースクールが課税免除対象ですので、外国の学校は対象外となります。
	28	インターナショナルスクールの生徒等が教育活動又は研究活動として宿泊する場合は課税免除の対象ですか。	学校教育法第１条に定める学校として認められたインターナショナルスクールであれば課税免除の対象となりますが、各種学校（学校教育法第134条）として認められているものや無認可のものは課税免除の対象外となります。
	29	キャンプ場等におけるテントやバンガローでの宿泊は課税対象ですか。	旅館業法において、旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業とされているため、移動式のテントを宿泊者が自ら設置する場合など、旅館業法上の旅館業に該当しない施設での宿泊は宿泊税の課税対象となりません。ただし、事業者が固定式のテントやバンガローといった施設を設け、その施設で宿泊者が宿泊する場合など、旅館業法上の旅館業に該当する施設での宿泊は課税対象となります。
	30	公営の宿泊施設での宿泊は課税対象ですか。	ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等の公営の宿泊施設であっても、その設置目的に関わらず、当該施設が旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）に該当する場合は、当該施設での宿泊は課税対象となります。
	31	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所での宿泊は課税対象ですか。	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）又は住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に該当しませんので、課税対象となりません。
	32	カプセルホテルでの宿泊は課税対象ですか。	旅館業法の許可を受けて営むカプセルホテルでの宿泊は課税対象となります。一般的にカプセルホテルは旅館業法上の簡易宿所営業に該当するものと考えられます。
	33	インターネットカフェでの滞在は課税対象ですか。	旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）に係る施設に該当しない場合は、宿泊税の課税対象となりません。
	34	ウィークリーマンションでの滞在は課税対象ですか。	いわゆるウイークリーマンションなど短期賃貸住宅につきましては、旅館業法の許可を必要とする施設と判断されることがあり、宿泊税の課税対象となる場合があります。 なお、旅館業法上の営業施設であるか否かにつきましては、衛生上の維持管理責任の所在等を踏まえて総合的に判断しますので、ご不明な場合は旅館業法を所管する保健所にご確認ください。
	35	宿泊施設内のレストランやプールなどの施設のみを利用する場合は課税対象ですか。	宿泊施設内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。
	36	宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱っているものの宿泊者がないことが明らかである場合、宿泊税は課されますか。	例えば、宿泊のキャンセルがあった場合やチェックインがされなかった場合など、宿泊者がないことが明らかであれば宿泊税は課されません。

項目	Ｎｏ	質問	回答
２課税対象について（続き）	37	いわゆるラブホテルでの休憩利用や、客室の日帰り利用（デイユース）は課税対象ですか。	宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱っていない限りは宿泊税の課税対象となりません。 ただし、宿泊施設が定める利用規約上の呼称や予約上の名称が「休憩」や「日帰り利用」であっても、社会通念上、利用実態が明らかに宿泊と認められる場合には宿泊税の課税対象となります。
	38	旅館業の営業許可を受けている葬儀場において通夜の際に遺族が宿泊する場合がありますが、この場合も宿泊税の課税対象ですか。	宿泊施設と宿泊者との契約において宿泊として取り扱っており、１人１泊当たり6,000円以上の宿泊料金を受けて行われる宿泊であれば宿泊税の課税対象となります。 なお、寝具使用代なども宿泊料金に含まれるものと整理しているため、宿泊施設の実態に応じて宿泊料金に該当するものの有無や金額をご確認の上、課税対象となるかご判断ください。
３宿泊料金について	39	宿泊税における宿泊料金の定義はどのようなものですか。	宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。宿泊料金が1人１泊につき6,000円（免税点）未満の宿泊については宿泊税の課税対象となりません。 【宿泊料金に含まれるもの】 ○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額 （例：清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料） 【宿泊料金に含まれないもの】 ○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 （例：タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など） ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
	40	宿泊料金の一定割合を手数料として宿泊予約サイトに支払っていますが、手数料を控除した後の金額を宿泊税における宿泊料金とするのですか。	宿泊施設が宿泊料金の一定割合を宿泊予約サイトに手数料として支払う場合は、手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。
	41	いわゆるオーベルジュ（宿泊施設を備えたレストラン）等では、飲食の対価が宿泊そのものの対価を大幅に上回って設定されている場合もありますが、このような場合であっても飲食の対価を除いた金額を宿泊税における宿泊料金とするのですか。	金額の多寡に関わらず、飲食の対価に相当する金額は宿泊税における宿泊料金に含みません。
	42	ペットの宿泊に係る料金は宿泊税における宿泊料金に含みますか。	ペットは宿泊税の納税義務者である宿泊者ではないため、ペットの宿泊に係る料金として区分できる金額は宿泊税における宿泊料金には当たりません。
	43	宿泊施設が宿泊者に寝具や寝衣などの宿泊に係る備品を有料で貸し出す場合がありますが、この場合の貸出料（レンタル料）は宿泊税における宿泊料金に含みますか。	当該貸出料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額に当たらない場合は、宿泊税における宿泊料金には含みません。
	44	コテージで１棟当たりの料金と併せて、入場料として大人・子どもで料金を徴収している場合、入場料を含めた総額を人数で割って１人当たりの宿泊料金を算定すればよいのですか。	施設への入場料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額に当たらない場合は、宿泊料金から除外してください。
	45	５名定員の部屋で、２名までは２万円、１人増えるごとに5,000円を加算する料金プランになっています。この場合、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割った金額を宿泊料金とするのですか。それとも、増えた人数分の宿泊税は徴収しないということになるのですか。	追加料金が誰に帰属するか不明な時は、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割ることによって１人当たりの宿泊料金を算定してください。ただし、子供料金が追加された場合など、人数が増えたことによる追加料金が誰に帰属するのか明らかなときは、その分は総額と人数から除いてください。

項目	No	質問	回答
3宿泊料金について（続き）	46	外食の食事代込みプランで、宿泊者から宿泊施設に支払われた食事代相当額を、宿泊施設から外部の飲食店に対してそのまま支払う場合は、その支払い分を食事代として除外してよいですか。	食事代として宿泊料金から除いていただいて構いません。
4特別徴収義務者について	47	宿泊税における特別徴収制度とはどういったものですか。	宿泊税の納税義務者は課税対象となる宿泊をした宿泊者ですが、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊施設の経営者（宿泊事業者）が宿泊者から宿泊税を徴収し、県に申告納入を行う仕組みとしており、この仕組みを特別徴収制度といいます。
	48	宿泊税の特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	旅館業法第３条第１項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設の経営者並びに住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者です。
	49	特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入が必要となるのはどのような人ですか。１人１泊につき6,000円（免税点）以上の宿泊料金の設定がない場合は手続きを行う必要はありますか。	宿泊料金が１人１泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がある宿泊施設の経営者は、県に対して特別徴収義務者としての登録申請を行った上で、宿泊税を申告納入していただく必要があります。 一方で、宿泊料金が１人１泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がない宿泊施設（特定宿泊施設）の経営者は、特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入を行う必要はありませんが、特定宿泊施設に該当することについて県に申出を行っていただく必要があります。なお、特定宿泊施設が宿泊料金の変更等によって１人１泊につき6,000円（免税点）以上の宿泊料金を設定する場合、その時点で特別徴収義務者としての登録申請を行った上で、宿泊税を申告納入していただくことになります。
	50	特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入は、事業者単位で行いますか。それとも宿泊施設単位で行いますか。	特別徴収義務者の登録申請、宿泊税の申告納入ともに、宿泊施設ごとに行っていただく必要があります。
5特別徴収義務者登録申請等について	51	宿泊約款がない場合はどうすればよいですか。	宿泊の申込み・成立やキャンセルに係る規定が確認できるものを提出してください。そのような規定が全くない場合は、その旨を特別徴収義務者登録申請書に書き添えて提出してください。
	52	料金表について、シーズン料金や週末料金などにより設定にばらつきがありますが、どの料金表を提出すればよいですか。	特定宿泊施設に該当することの申出の場合は、6,000円以上の宿泊料金がないことを確認するため、一番高い料金設定のものを提出してください。特別徴収義務者登録申請の場合は、シーズンごとの代表的な料金が分かるものをご提出いただくとともに、価格の変動幅をメモするなどしてください。
	53	一つの宿泊施設について6,000円以上の料金設定と6,000円未満の料金設定の両方がある場合は、特別徴収義務者登録申請と特定宿泊施設に該当することの申出の両方が必要なのですか。	一つの施設において両方の料金設定がある場合は、特別徴収義務者登録申請のみを行ってください。
	54	チェーン展開しているホテルですが、特別徴収義務者登録申請書の「特別徴収義務者」欄は本社の情報を記載すればよいですか。また、宿泊税の納入は本社でまとめて行ってもよいですか。	特別徴収義務者は宿泊施設の経営者であるため、本社が経営者に当たるのであれば本社の情報を記載してください。また、申告納入の手続きそのものは本社でまとめて行っていただいても構いませんが、申告納入の単位は宿泊施設単位であることにご留意ください。
	55	特定宿泊施設に該当することの申出は、例えば、年に１回など、定期的に申出を行う必要がありますか。	定期的な申出は不要です。ただし、特定宿泊施設であっても帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存は必要であり、また、料金改定により6,000円以上の宿泊が発生した場合は、その時点で、特別徴収義務者登録申請が必要です。 なお、特定宿泊施設を対象に定期的に宿泊料金等の調査を行う予定ですので、ご協力をお願いします。

項目	No	質問	回答
６宿泊税の徴収について	56	宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか。宿泊料金をインターネットによるクレジットカード決済で領収していますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。	徴収方法について決まりはありません。事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収するなど、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくことになります。
	57	クレジットカード決済等により宿泊税を徴収した場合の手数料は宿泊事業者の負担ですか。	宿泊者がクレジットカード等により宿泊税を支払った場合の手数料については、宿泊事業者にご負担いただくことになります。
	58	オンライン旅行代理店（ＯＴＡ）等において宿泊料金と併せて宿泊税相当分の金額を事前決済する場合、宿泊事業者からＯＴＡに支払う手数料の算定上、宿泊税相当分が加算されることになりますが、この場合の手数料は宿泊事業者の負担ですか。	オンライン旅行代理店等への手数料については、宿泊事業者にご負担いただくことになります。
	59	宿泊者が宿泊税の支払いに応じない場合は、どのように対応すべきですか。	納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者（宿泊事業者）が県に宿泊税を納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになりますが、県としても宿泊税の支払い拒否の未然防止に向け、宿泊税制度の十分な周知や、宿泊者向け説明用資料の作成・提供などに努めます。
	60	一棟貸しなど１人当たりの宿泊料金の設定がない場合で、事前予約の段階で宿泊税を徴収した後、宿泊人数が変更となり1人当たりの宿泊料金が6,000円未満となった場合はどうなるのですか。	変更後の宿泊人数で１人当たりの宿泊料金を再計算し、宿泊税の課税対象とならなくなった場合、必要に応じて宿泊税相当分の返金等適切な対応をお願いします。県への納入は不要です。
７宿泊税の申告納入について	61	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。	長野県のホームページから各種様式をダウンロードできます。 アドレスは次のとおりです。 https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html
	62	納入申告書は毎月送られてくるのですか。	特別徴収義務者の登録のある宿泊事業者には、宿泊税の申告納入に必要となる様式について、予め一定の事項を印字した上で、毎年２月頃に翌年度分をまとめて送付する予定です。（この様式を「プレプリント様式」といいます。）
	63	宿泊税の申告納入は毎月行う必要がありますか。	原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合、県に申請いただくことで、宿泊税を３か月分まとめて申告納入できる納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例を設けています。詳しい申請の方法等については、宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所までお問合せください。
	64	宿泊の実績がない月であっても宿泊税の申告納入は必要ですか。	特別徴収義務者としての登録申請を行っている場合は、納入すべき宿泊税額が発生しない場合であっても申告の手続きは行っていただく必要があります。なお、納入の手続きは不要です。
	65	郵便を利用して納入申告書を提出し、県税事務所への到着が期限より後になった場合は期限後申告となりますか。	原則として、県税事務所に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。
	66	宿泊税の申告納入の手続きについて、電子申告・電子納税は可能ですか。	地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告・電子納税の手続きが可能です。ご自宅やオフィス等から手続きを行うことができますのでぜひご活用ください。詳細については「長野県宿泊税に係る電子申告・申請（eLTAX）の手引き」をご確認ください。

項目	Ｎｏ	質問	回答
７宿泊税の申告納入について（続き）	67	宿泊施設が所在する市町村が独自に宿泊税を課税する場合、県分の宿泊税はどのように申告納入すべきですか。	独自に宿泊税を導入した松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村内の宿泊施設については、地方税法の規定に基づき、当該市町村が県分及び市町村分の宿泊税について一括して課税及び徴収を行いますので、当該市町村に対して宿泊税の申告納入を行っていただきます。手続き等についてのお問い合わせは各市町村までお願いします。
	68	金融機関の窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料はかかりますか。	指定の納入書を用いて指定の窓口で納入いただく場合には振込手数料はかかりません。
	69	旅行代理店等が宿泊を含む旅行商品を販売する際に、宿泊税相当分の金額を預かることはできますか。	旅行代理店等が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、特別徴収義務者（宿泊事業者）にお支払いいただくことも可能です。
	70	旅行代理店等が旅行商品の販売時に宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かった場合に、旅行代理店等が県に対して直接宿泊税の申告納入を行うことはできますか。	宿泊税の特別徴収義務者は旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業に係る施設の経営者であるため、旅行代理店等が宿泊税の申告納入を行うことはできません。
	71	宿泊者が旅行代理店等を通じて宿泊料金や宿泊税相当分の金額を支払った場合、旅行代理店等から宿泊施設への入金は宿泊があった月の翌々月以降になる場合がありますが、この場合も宿泊があった月の翌月末日までに宿泊税の申告納入の手続きをする必要がありますか。	長野県宿泊税条例第９条において、特別徴収義務者は、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税について、毎月末日までに県に納入いただく旨を規定していることから、宿泊施設における入金の時期に関わらず、月ごとの宿泊実績に応じた宿泊税額について期限までに申告納入をお願いします。
	72	月計表について、当施設で独自の様式を作成しています。記載項目が同様であれば任意の様式でもよいとありますが、同様の項目とはどの程度の想定ですか。	県が示している月計表の項目と対応する項目が明らかな様式であれば任意の様式で構いません。
	73	月またぎで宿泊があった場合は、どちらの月の宿泊として申告したらよいですか。	宿泊施設と宿泊者との宿泊契約に定める宿泊日が属する月の宿泊としてください。
	74	納入期限が休日に当たる場合、納入期限はいつになりますか。	休日に当たる場合には、その次の平日が納入期限になります。
	75	子どもの添い寝が無料の場合など、宿泊料金が無料の宿泊者数は、納入申告書、月計表の課税対象外の宿泊数に含めるのですか。	課税対象外の宿泊数に含めて申告してください。
	76	小規模な宿泊施設で明らかに納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の要件（納入すべき額が少額）を満たす場合、納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例はいつから適用されますか。	納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例は、一定期間における宿泊税の納入すべき金額の合計額が一定額以下であることなどの要件をすべて満たす場合に適用されることから、現時点で既に宿泊施設を経営されている場合でもすぐに適用できるわけではありません。特例の適用を開始する月の前々月末日までに申請をしていただき、要件を満たす場合に特例が適用されます。詳しい申請の方法等については、宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所までお問合せください。
８帳簿等の記載・保存について	77	宿泊税や宿泊料金については帳簿上、日ごとの合計金額で記載しています。その場合、１人当たりの宿泊税の金額や宿泊料金は分からないことになりますが、問題ないでしょうか。	他の資料との組み合わせで記載項目が網羅されており、１人当たりの宿泊料金などが確認できる状態になっていれば問題ありません。
	78	帳簿に記載する宿泊料金とは食事代込みの料金となるのでしょうか。または、食事代を分けて記載する必要があるのでしょうか。	帳簿には、食事代等を除いた税抜き・素泊まりの宿泊料金が分かるように記載してください。なお、１つの帳簿で税抜き・素泊まりの宿泊料金が確認できない場合は、複数の帳簿を組み合わせて宿泊料金が確認できるよう整備してください。

項目	Ｎｏ	質問	回答
８帳簿等の記載・保存について （続き）	79	宿泊料金が１人１泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がない宿泊施設（特定宿泊施設）であっても、帳簿等の記載・保存を行う必要はありますか。	徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握する観点から、帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存は、特定宿泊施設を含むすべての特別徴収義務者（旅館業法第３条第１項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設の経営者並びに住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者）において行っていただく必要があります。なお、帳簿については納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から５年間、書類については当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から５年間保存してください。
９その他	80	予約サイトや宿泊施設のシステムの都合により、領収書に宿泊税の名称とその金額を表示できない場合はどうすればよいですか。	宿泊税の名称及びその金額の領収書への表示をお願いしているのは、国税である消費税の取扱いの中で、領収書等に明瞭に区分されていない税額は消費税の課税標準に含まれると案内されているためです。それを踏まえて、予約サイトとのご相談やシステムの仕様の見直しなど、適切にご対応いただきたいと考えます。
	81	領収書の記載について、独自課税市町村に所在する施設においては、市と県の宿泊税が併せて徴収されますが、市と県の宿泊税の合計額の表記で良いですか。	市と県の宿泊税の合計額の表記で問題ないと考えますが、消費税の取扱いに関係するため税務署に確認してください。